

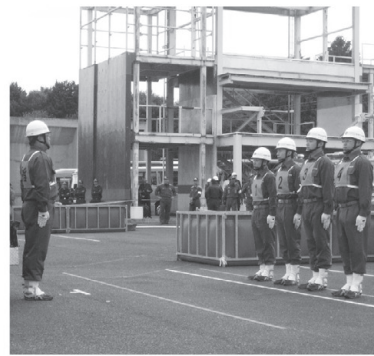
笠間市消防団が消防ポンプ操法競技大会で大活躍！

10月3日、第61回茨城県消防ポンプ操法競技大会県央地区大会が県立消防学校において開催され、笠間市の代表として出場した4個分団が好成績を収めました。

笠間市代表として、笠間支団第8分団、同支団第13分団、友部支団第15分団および岩間支団第13分団の4個分団が各消防署員の指導のもと約5か月間の厳しい訓練を経て、第61回茨城県消防ポンプ操法競技大会県央地区大会に臨みました。

当日は、多くの関係者の応援を受け小型ポンプ操法の部およびポンプ車操法の部に出場し、活躍しました。

また、個人成績の部でも、3名の選手が見事優秀選手賞を受賞しました。



友部支団第15分団のみなさん

消防団へ入団してみませんか

地域災害からまちと市民を守るために皆さんの消防団への入団をお待ちしています。

入団資格

- ・年齢18歳以上の方
- ・市内に居住、または勤務する方
- ・身体的に健康な方

処遇

- ・報酬／条例に基づき支給
- ・出動手当／業務に従事したときは一定の額を支給
- ・被服／活動服等を貸与
- ・福利厚生／公務災害補償、退職報償金（勤続5年以上）

問合せ

消防本部総務課

TEL 0296-73-0119

11月は児童虐待防止推進月間です (見すごすな 幼い子どもの SOS)

児童虐待は、テレビや新聞で見聞きする特別な事件に思われるかもしれませんが、「育児に不安がある」、「夫が育児に協力してくれない」など、親が抱える問題が背景にあり、どの家庭にも起こりうることだと言われています。

児童虐待とは

暴力を振るう身体的虐待のほか、ネグレクト（保護の怠慢・拒否）、心理的虐待、性的虐待があります。虐待を受けた子どもは自分を大切に思えず、心に受けた傷で一生苦しむこともあります。

笠間市の取り組み

市では、法務局、児童相談所、婦人相談所、保健所、民生委員児童委員協議会、学校、医師会、警察などの機関で「要保護児童対策地域協議会」を組織し、関係機関の連携と情報交換を図っています。

また、児童虐待ケース等に具体的に対応するため、「個別ケース検討会議」を関係機関の実務者で行っています。さらに、家庭児童相談員や母子自立支援員を福祉事務所（子ども福祉課）に配置し、虐待や養育に関する相談・支援を行っています。

相談しましょう

子育てに悩みや不安を感じたら、ひとりで抱え込まず、各保健センター・保健師や各保育所保育士、家庭児童相談員や母子自立支援員に相談しましょう。

笠間警察署 生活安全課
児童相談所全国共通ダイヤル
茨城虐待ホットライン（24時間対応）
茨城県福祉相談センター中央児童相談所
笠間市福祉事務所（子ども福祉課）
笠間市家庭児童相談室

☎0296-73-0110
☎0570-064-000
☎0293-22-0293
☎029-221-4992
☎0296-77-1101
☎0296-70-5411

「虐待かな？」と思われる子どもや家庭を知った人は上記へご連絡ください。「虐待」と確証できないときでも、まず一度ご相談（連絡、通報）ください。
相談をされた方の秘密は守ります。たとえ調査の結果、虐待でないことがわかって、そのことで責任を問われることはありません。